

令和4年8月8日

舞鶴市長 多々見 良三 様

舞鶴市文化振興審議会 委員長 中川 幾郎

「音楽を通して子ども達に生きる力を育むまちづくり」事業の 位置付けについて(答申)

令和4年6月17日付け舞市文第94号で諮問のあったことについて、下記の とおり答申します。

記

「音楽を通して子ども達に生きる力を育むまちづくり」事業の舞鶴市文化振興 基本計画における位置付けについては、別添説明資料の内容を慎重に審議した 結果、諮問のとおり概ね妥当であることを認めます。

なお、本審議会における意見について、以下のとおり付記しますので、十分に 配慮の上、計画推進に努めていただくよう要望します。

- 1. 本事業における活動及びその成果について、文化振興条例及び基本計画における整合性を充分考慮したうえで、その公益性、公共性を年度毎に検証すること。その結果については本審議会へ報告すること。
- 2. 協定期間(2年間)経過後の期間の延長については、協定期間内に審議会委員における政策評価により判断するものとし、本審議会での審議を経て決定すること。

以上

付帯意見

- 1. 本事案は、行政内部からの強い推奨があって事業化されるものである。 ただし、行政責任において執行される直営事業でもなく、民間責任において なされる事業への補助として位置付けられるものである。 さらに、民間補助事業としての位置付けにある本事業は、公益性を有すると 認められる民間事業であることから、一定の補助金を交付してもよい、と するものである。
- 2. しかしながら、舞鶴市、田中彩子、エル・システマジャパン、舞鶴子どもコーラスによる四者(以下、四者構成による「当該団体等」という)協定書など、本審議会に提出された資料を点検する限り、当該団体等が行う活動は、他の市内民間団体活動に比較して公益性が高いと判断でき、一定の公的補助金支給を受けるべき、と判断できるほどの具体性や実績を有しているわけではないので、公益性、信頼性、安定性などの判断は今後の具体的な活動から判定するべきであると考える。
- 3. したがって、上記期待を尊重しつつ、四者の協定で合意している 2 年間を 当面の試行期間として扱い、その後、事業を継続するか否かの判断を、条例、 基本計画を踏まえ、本審議会による当該団体への評価及び当該団体が実施し た補助対象事業への評価に基づいて行うこととする。
- 4. なお、今後の舞鶴市の文化振興政策を遂行していくにあたって、本事案は 二つの課題を提起していることに行政当局は留意されたい。 一つは、今後において、広く市民や議会に説明責任を果たしうる、公平な 文化活動補助金制度を確立していく必要性が反射的に問い直されることで ある。これについては、自動的に令和5年度以後の取り組み課題になったと いえる。
- 5. さらに一つは、一定の公益性を持ち、助成対象となりうる市民文化活動を 評価する、客観的指標あるいは評価項目を明確化することが今後求められる、 ということである。 例えば、指定管理者制度において国が示す、公平性、安定性、公益(効用)
 - 例えば、指定管理者制度において国が示す、公平性、安定性、公益(効用) の最大化、などが示唆される。
- 6. 以上のような論点検討と判断にしたがって、当委員会は、答申本文 1. 及び 2. の結論に至ったことを、ここに詳述する。